

**平成29年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)**

議 案 一 覧 表

(平成29年6月15日提出)

議 案			ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	7
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	23
報 告	4	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	29
報 告	5	平成28年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について	35
報 告	6	平成28年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	37
議 案	1	泉南市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について	39
議 案	2	泉南市農業委員会委員の任命について	41
議 案	3	泉南市農業委員会委員の任命について	43
議 案	4	泉南市農業委員会委員の任命について	45
議 案	5	泉南市農業委員会委員の任命について	47

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	6	泉南市農業委員会委員の任命について	49
議 案	7	泉南市農業委員会委員の任命について	51
議 案	8	泉南市農業委員会委員の任命について	53
議 案	9	泉南市農業委員会委員の任命について	55
議 案	10	泉南市農業委員会委員の任命について	57
議 案	11	泉南市農業委員会委員の任命について	59
議 案	12	泉南市農業委員会委員の任命について	61
議 案	13	泉南市農業委員会委員の任命について	63
議 案	14	泉南市農業委員会委員の任命について	65
議 案	15	泉南市農業委員会委員の任命について	67
議 案	16	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	69
議 案	17	泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	73

議案	18	泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について	77
議案	19	平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	81

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

専決理由

一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（平成29年政令第57号）が平成29年3月29日に公布され、扶養親族加算額及び加算対象区分についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 1 号

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 2 9 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

泉南市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者がいない場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた泉南市消防団員等公務災害補償条例同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び

同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号イに規定する障害補償年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

専決理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税等についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第2号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。第16条第4項に次の各号を加える。

- (1) 第26条第1項の規定による申告書
- (2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第16条第6項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。第16条第6項に次の各号を加える。

- (1) 第26条第1項の規定による申告書
- (2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第23条の3第1項中「第16条第4項の申告書」を「第16条第4項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第6項の申告書」を「同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第2章第1節第6款」を「同節第6款」に改める。

第39条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「においては」を「には」に改め、「納期限とする」の次に「。第5項第1号において同じ」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第5項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第6項中「によつて」を「により」に、「第75条の2第7項」を「第75条の2第9項」に改め、同条第7項中「によつて」を「により」に改める。

第40条第1項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「納期限とする」の次に「。第4項第1号において同じ」を加え、同条第4項中「法第321条の8第22項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第1項」を「法第321条の8第1項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があつた」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第48条の15の5第3項」を「第48条の15の5第4項」に改め、同項第2号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第50条第8項中「、法第349条の4又は法第349条の5」を「又は第349条の3の4から第349条の5まで」

に、「前7項」を「前各項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)

第50条の2 法第349条の3第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

第52条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第52条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第62条の3において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第62条の3において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」に改める。

第62条の3第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第6条の3第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条の4を次のように改める。

(読替規定)

第6条の4 法附則第15条から第15条の3の2までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第50条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は法附則第15条から第15条の3の2まで」とする。

附則第6条の4の2第7項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の1項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第6条の4の2第19項を同条第18項とする。

附則第7条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第3項中「附則第7条第3項各号」を「附則第7条第4項各号」に改め、同条第5項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第6項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第7項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30

項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第10項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第9項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所

及び氏名又は名称)

- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 1 2 条第 3 8 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 9 条の 2 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第 1 6 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 第 1 6 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合
- (2) 第 1 6 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 9 条の 4 第 1 項中「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「附則第 3 4 条の 2 第 4 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 2 9 年度」を「平成 3 2 年度」に、「附則第 3 4 条の 2 第 9 項」を「附則第 3 4 条の 2 第 1 0 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 9 条の 7 第 3 項中「次項」を「以下この条 (第 5 項を除く。)」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 5 法附則第 3 0 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 7 3 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 0 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 3 1 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条の7の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第9条の7の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第74条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係

る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第9条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第9条の7の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第11条の2第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「もの限り、その時まで提出された第27条第1項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第11条の3第4項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（）」に、「もの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載され

た事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第26条第1項の規定による申告書

(2) 第27条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第11条の3第6項中「第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）」を「同条第4項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第39条第3項及び第5項並びに第40条第2項及び第4項の規定は、平成29年1月1日以後に新条例第39条第3項又は第40条第2項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第50条第8項及び附則第6条の4（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号。第4項及び次条第2項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以

下この項において「新法」という。)第349条の3の4に係る部分に限る。)の規定は、平成28年4月1日以後に発生した新法第349条の3の3第1項に規定する震災等(第4項において「震災等」という。)に係る新法第349条の3の4に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第50条の2の規定は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第52条の3第2項及び第62条の3の規定は、平成28年4月1日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを泉南市市税賦課徴収条例第74条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正

法附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。) に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(泉南市市税賦課徴収条例第79条及び第80条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

第5条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成26年泉南市条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則第5条の表新条例附則第9条の7第1項の表第73条第2号アの項の項の左欄及び中欄中「第73条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

専決理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、都市計画税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 3 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附則第16項中「第28項、第32項、第36項、第37項、第42項若しくは第45項」を「第27項、第31項、第35項、第39項、第42項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、平成29年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成28年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成25年4月1日から平成29年3月31日までの間に締結された地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第36項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が平成29年3月31日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市条例第13号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成28年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について

平成28年度大阪府泉南市一般会計の継続費年割額に係る経費の金額のうち支出の終わらなかったものにつき、次のとおり繰越繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成28年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成28年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度通次 繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度通次 繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・府支出金	地方債	その他
教育費	中学校費	泉南中学校 建替事業	円 3,386,370,000	円 1,177,136,000	円 0	円 1,177,136,000	円 0	円 1,177,136,000	円 108,000	円 233,828,000	円 943,200,000	円 0	

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹中 勇人

平成28年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成28年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成28年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	戸籍住民基本台帳費	住民登録事務事業	4,879,000 ^円	4,879,000 ^円		4,879,000 ^円	
教育費	小学校費	小学校施設保全整備事業	107,998,000	107,998,000		104,259,000	3,739,000
教育費	中学校費	中学校施設保全整備事業	105,585,000	105,585,000		105,305,000	280,000
教育費	中学校費	中学校老朽化対策事業	49,896,000	34,927,200		26,100,000	8,827,200
教育費	社会教育費	児童館事業	8,000,000	8,000,000		8,000,000	
教育費	保健体育費	スポーツ施設管理運営事業	750,000	750,000			750,000
合 計			277,108,000	262,139,200		248,543,000	13,596,200

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

議案第1号

泉南市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第5項ただし書及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、農業委員会の委員の占める認定農業者等又は同条第1号に掲げる者の割合を4分の1以上にすることについて、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

農業委員会委員の任命につき、認定農業者等に係る過半数要件の例外規定を適用させるための措置について議会の同意を求めるものである。

議案第2号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達岡中627番地
氏 名 伊藤 喜久（いとう よしひさ）
生年月日 昭和37年3月16日
職 業 農業兼自営業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第3号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市兎田478番地
氏 名 小川 孫彦（おがわ まごひこ）
生年月日 昭和27年7月2日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである

議案第4号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市男里五丁目1番27号
氏 名 中野 吉次（なかの よしつぐ）
生年月日 昭和22年11月14日
職 業 農業（認定農業者に準ずる者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第5号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達六尾181番地
氏 名 池上 安夫（いけがみ やすお）
生年月日 昭和25年2月7日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第6号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達市場1412番地の3
氏 名 奥 安則（おく やすのり）
生年月日 昭和36年3月23日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第7号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市新家582番地
氏 名 田中 秀和（たなか ひでかず）
生年月日 昭和27年8月24日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第8号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達岡中537番地
氏 名 松本 實（まつもと みのる）
生年月日 昭和24年3月3日
職 業 農業（認定農業者）

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第9号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達童子畑433番地
氏 名 大浦 勝治（おおうら かつじ）
生年月日 昭和19年2月24日
職 業 農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第10号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市信達牧野534番地
氏 名 杉野 榮一（すぎの えいいち）
生年月日 昭和25年1月28日
職 業 農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第11号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市中小路一丁目8番25号
氏 名 角辻 健二（すみつじ けんじ）
生年月日 昭和21年3月7日
職 業 農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第12号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南郡田尻町嘉祥寺989番地1
氏 名 田中 一寿子（たなか かずこ）
生年月日 昭和45年1月28日
職 業 行政書士

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第13号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市岡田五丁目6番8号
氏 名 馬場 定夫（ばば さだお）
生年月日 昭和22年6月6日
職 業 農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第14号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市新家2334番地
氏 名	藪内 與四男（やぶうち よしお）
生年月日	昭和21年5月21日
職 業	農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第15号

泉南市農業委員会委員の任命について

次の者を泉南市農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項及び農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所 泉南市幡代一丁目36番10号
氏 名 吉積 弘行（よしずみ ひろゆき）
生年月日 昭和29年2月12日
職 業 農業

提案理由

現委員が平成29年7月19日に任期満了となることに伴い、新たに任命したいため、提案するものである。

議案第16号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法施行規則の改正により、支給認定証を支給認定保護者の申請により交付するものとなったため、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第8条に次のただし書を加える。

ただし、支給認定証が交付されていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項に規定する通知により確認するものとする。

(泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部改正)

第2条 泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「法第20条各項の規定」を「支給認定保護者の申請」に改める。

附 則

この条例は、平成29年8月1日から施行する。

議案第17号

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正されたことを受け、低所得世帯における第2子無償化及び特定世帯における利用者負担軽減措置を拡充するため、所要の措置を講じる必要から、本条例を提案するものである。

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の一部を改正する条例

泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例（平成26年泉南市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に、「3,000円」を「2,000円」に、「4,000円」を「3,000円」に、「同法第314条の7及び同法附則第5条第2項」を「同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」に改め、「また」の次に「B階層及び」を加える。

別表第2中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に、「7,000円」を「4,500円」に、「5,100円」を「3,200円」に、「10,000円」を「5,200円」に、「7,300円」を「3,700円」に、「13,000円」を「5,900円」に、「9,500円」を「4,300円」に、「同法第314条の7及び同法附則第5条第2項」を「同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」に改め、「また」の次に「B階層及び」を加える。

別表第3中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑

な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立支援に関する法律」に改め、同表D1の項中「8,000円」を「6,000円」に、「5,800円」を「4,300円」に改め、同表D2の項中「11,000円」を「7,000円」に、「8,000円」を「5,000円」に改め、同表D3の項中「14,000円」を「8,000円」に、「10,200円」を「5,800円」に改め、同表の備考3中「同法第314条の7及び同法附則第5条第2項」を「同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項及び附則第45条」に改め、「また」の次に「B階層及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の泉南市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

議案第18号

泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

平成26年度から平成28年度にかけて実施した市営宮本住宅建替事業の進捗に伴い、所要の改正を行う必要から本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市市営住宅設置条例の一部を改正する条例

泉南市市営住宅設置条例（昭和39年泉南市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条の表同宮本団地住宅の項位置の欄中「2, 686番地」を「2, 687番地の2」に改め、同項戸数の欄中「96戸」を「68戸」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第19号

平成29年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成29年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26,385千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,683,250千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年6月15日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(14)国庫支出金		4,557,928	18,000	4,575,928
	2)国庫補助金	907,375	18,000	925,375
(18)繰入金		1,378,492	9,285	1,387,777
	1)基金繰入金	1,363,756	9,285	1,373,041
(19)諸収入		191,176	1,000	192,176
	6)雑入	178,755	1,000	179,755
(20)市債		3,473,000	△1,900	3,471,100
	1)市債	3,473,000	△1,900	3,471,100
歳入合計		25,656,865	26,385	25,683,250

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(5) 農林水産業費		186,426	18,385	204,811
	1) 農業費	180,943	9,685	190,628
	3) 水産業費	4,080	8,700	12,780
(7) 土木費		1,723,153	8,000	1,731,153
	2) 道路橋梁費	274,625	8,000	282,625
(8) 消防費		901,817	0	901,817
	1) 消防費	901,817	0	901,817
歳 出 合 計		25,656,865	26,385	25,683,250

第2表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
消防施設整備事業	千円 1,900	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	千円 0	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成29年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
14	国庫支出金	4,557,928	18,000	4,575,928			
(2)	国庫補助金	907,375	18,000	925,375			
	1) 総務費補助金	7,626	10,000	17,626	26. 地方創生推進交付金	10,000	
	4) 土木費補助金	173,490	8,000	181,490	29. LED照明導入補助金	8,000	
18	繰入金	1,378,492	9,285	1,387,777			
(1)	基金繰入金	1,363,756	9,285	1,373,041			
	1) 財政調整基金繰入金	96,055	△715	95,340	1. 財政調整基金繰入金	△715	
	5) ふるさと創生事業 推進基金繰入金	30,961	10,000	40,961	1. ふるさと創生事業 推進基金繰入金	10,000	
19	諸収入	191,176	1,000	192,176			
(6)	雑収入	178,755	1,000	179,755			
	1) 雑収入	178,755	1,000	179,755	14. 雑収入	1,000	自治宝くじコミュニティ助成金
20	市債	3,473,000	△1,900	3,471,100			
(1)	市債	3,473,000	△1,900	3,471,100			

款 20 市 債 項 1 市 債

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	6) 消 防 債	1,900	△1,900	0	1. 消防施設整備事業 債	△1,900	
歳 入 合 計		25,656,865	26,385	25,683,250			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
5 農林水産業費	186,426	18,385	204,811	20,000	△1,615		
				国庫支出金 10,000			
				繰入金 10,000			
(1) 農 業 費	180,943	9,685	190,628	11,300	△1,615		
				国庫支出金 5,650			
				繰入金 5,650			
3) 農業振興費	43,663	9,685	53,348	11,300	△1,615		
				国庫支出金 5,650			
				繰入金 5,650			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	810		419
				8. 報 償 費	△810		1,881
				11. 需 用 費	4,321		1,232
				12. 役 務 費	27		59
				13. 委 託 料	4,337		350
				14. 使用料及び賃借料	250		11
				19. 負担金、補助及び 交付金	750		38,098
[6] 産官学連携まち ・海・里山活性 加速化事業	2,502	△1,615	887		△1,615	産業観光課	
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	△895	講師謝礼	1,380
				11. 需 用 費	△703	消耗品費 光熱水費	△650 △53 1,072

款 5 農林水産業費 項 1 農 業 費 目 3 農業振興費

款 5 農林水産業費 項 1 農業費 目 3 農業振興費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	△6	保険料	39
				14. 使用料及び賃借料	△11	土地借上料	11
[7]産官学連携まち・海・里山創生事業		11,300	11,300	11,300		産業観光課	
				国庫支出金 5,650			
				[地方創生推進交付金 5,650]			
				繰入金 5,650			
				[ふるさと創生事業 推進基金繰入金 5,650]			
				節 区 分	金 額		
				7. 賃 金	810	指導員賃金	
				8. 報 償 費	85	講師謝礼	
				11. 需 用 費	5,024	消耗品費 光熱水費	4,970 54
				12. 役 務 費	33	保険料	
				13. 委 託 料	4,337	警備委託料 管理業務委託料 バス運行業務委託料	200 4,000 137
				14. 使用料及び賃借料	261	土地借上料 器具借上料	11 250
				19. 負担金、補助及び 交付金	750	産官学連携まち・海・里山創生事業補助金	
(3)水産業費	4,080	8,700	12,780	8,700			

				国庫支出金 4,350			
				繰入金 4,350			
1)水産振興費	4,080	8,700	12,780	8,700			
				国庫支出金 4,350			
				繰入金 4,350			
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	360		
				9.旅 費	200		
				19.負担金、補助及び 交付金	8,140		1,878
[4]産官学連携まち ・海・里山創生 事業		8,700	8,700	8,700		産業観光課	
				国庫支出金 4,350			
				[地方創生推進交付 金 4,350]			
				繰入金 4,350			
				[ふるさと創生事業 推進基金繰入金 4,350]			
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	360	講師謝礼	
				9.旅 費	200	普通旅費	
				19.負担金、補助及び 交付金	8,140	産官学連携まち・海・里山創生事業補助金	
7 土 木 費	1,723,153	8,000	1,731,153	8,000			

款 7 土 木 費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 3 道路維持費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金 8,000			
(2)道路橋梁費	274,625	8,000	282,625	8,000			
				国庫支出金 8,000			
3)道路維持費	135,752	8,000	143,752	8,000			
				国庫支出金 8,000			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	8,000		27,052
[2]防犯灯維持管理 事業	31,430	8,000	39,430	8,000		道路課	
				国庫支出金 8,000			
				[LED照明導入補 助金 8,000]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	8,000	調査委託料	
8 消 防 費	901,817	0	901,817	△900	900		
				諸収入 1,000			
				市債 △1,900			
(1)消 防 費	901,817	0	901,817	△900	900		
				諸収入 1,000			
				市債 △1,900			

2)非常備消防費	46,681	0	46,681	△900	900		
				諸収入 1,000			
				市債 △1,900			
[3]施設等管理事業	6,306	0	6,306	△900	900		
				諸収入 1,000 [自治宝くじコミュニ ニティ助成金 1,000]			
				市債 △1,900 [消防施設整備事業 債 △1,900]			
歳出合計	25,656,865	26,385	25,683,250	27,100	△715		
				国庫支出金 18,000			
				繰入金 10,000			
				諸収入 1,000			
				市債 △1,900			

款 8 消 防 費 項 1 消 防 費 目 2 非常備消防費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額			補 正 後 の 額		
	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末	前 年 度 末	当 該 年 度 中	当 該 年 度 末
	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額	現 在 高 見 込 額	起 債 見 込 額	現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	14,821,552	2,184,800	15,851,182	13,550,087	3,318,400	15,713,317
(1) 土 木	4,097,225	99,200	3,648,508	3,995,504	99,200	3,546,787
(2) 農 林 水 産	169,522	42,300	149,903	156,622	42,300	137,003
(3) 教 育	2,490,371	1,500,700	3,873,646	1,345,333	2,636,200	3,864,108
(4) 公 営 住 宅	461,172		409,502	453,792		402,122
(5) 民 生	313,653	105,100	395,402	313,127	105,100	394,876
(6) 衛 生	956,987	377,200	1,263,285	953,987	377,200	1,260,285
(7) 総 務	6,151,430	58,400	5,966,226	6,150,830	58,400	5,965,626
(8) 消 防	181,192	1,900	144,710	180,892		142,510
2. 災 害 復 旧 費	115,581		110,638	102,981		98,038
(1) 土 木	115,581		110,638	102,981		98,038
4. 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	276,602		215,038	276,196		214,632
(1) 住 民 税 等 減 税 補 て ん 債	276,602		215,038	276,196		214,632
6. 臨 時 財 政 対 策 債	11,044,837	1,199,200	11,396,341	11,040,467	1,199,200	11,391,971
(1) 臨 時 財 政 対 策 債	11,044,837	1,199,200	11,396,341	11,040,467	1,199,200	11,391,971
計	27,292,749	3,473,000	28,436,467	26,003,908	4,606,600	28,281,226

款 別 現 計 予 算 表

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現 計 予 算 額	今 回 予 算 額	計	比 率
(1) 市 税	8,910,798		8,910,798	34.7
(2) 地方譲与税	140,500		140,500	0.5
(3) 利子割交付金	11,800		11,800	—
(4) 配当割交付金	54,900		54,900	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	29,200		29,200	0.1
(6) 地方消費税交付金	1,145,500		1,145,500	4.5
(7) ゴルフ場利用税交付金	44,000		44,000	0.2
(8) 自動車取得税交付金	38,500		38,500	0.2
(9) 地方特例交付金	39,800		39,800	0.2
(10) 地方交付税	2,530,000		2,530,000	9.9
(11) 交通安全対策特別交付金	10,767		10,767	—
(12) 分担金及び負担金	697,467		697,467	2.7
(13) 使用料及び手数料	370,423		370,423	1.4
(14) 国庫支出金	4,557,928	18,000	4,575,928	17.8
(15) 府支出金	1,901,976		1,901,976	7.4
(16) 財産収入	48,268		48,268	0.2
(17) 寄 附 金	82,370		82,370	0.3
(18) 繰 入 金	1,378,492	9,285	1,387,777	5.4
(19) 諸 収 入	191,176	1,000	192,176	0.8
(20) 市 債	3,473,000	△1,900	3,471,100	13.5
歳 入 合 計	25,656,865	26,385	25,683,250	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	226,281		226,281	0.9
(2) 総務費	2,187,369		2,187,369	8.5
(3) 民生費	11,050,416		11,050,416	43.0
(4) 衛生費	2,589,423		2,589,423	10.1
(5) 農林水産業費	186,426	18,385	204,811	0.8
(6) 商工費	79,842		79,842	0.3
(7) 土木費	1,723,153	8,000	1,731,153	6.7
(8) 消防費	901,817		901,817	3.5
(9) 教育費	3,859,955		3,859,955	15.0
(10) 公債費	2,635,092		2,635,092	10.3
(11) 諸支出金	197,091		197,091	0.8
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	25,656,865	26,385	25,683,250	100.0